

国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）における妥当性確認・検証に係る約款（審査機関向け）

（目的）

第1条 本約款は、J-クレジット制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める審査機関と制度管理者との関係を規定するものである。

（定義）

第2条 本約款において使用する用語は、実施要綱において使用する用語の例による。

（本制度における審査に当たっての合意事項）

第3条 審査機関は、J-クレジット制度（以下「本制度」という。）における審査を行うに当たり、以下の事項に従わなければならない。

- 1 基本文書の内容を確認の上、これに従うこと。また、基本文書の最新の内容について確認するとともに、かかる内容に変更又は改廃等があった場合には、当該変更又は改廃等が施行される日以降（ただし、制度管理者が特に必要と認めた場合には、当該変更又は改廃等について遡及的に）、その内容に従うこと。
- 2 制度管理者により、必要な情報の提出が求められたときは、速やかに制度管理者の指示に従うこと。
- 3 制度管理者に対する報告内容においては、審査の対象となるプロジェクトの状況を適宜適切に反映させ、必要かつ正確な情報を提供するとともに、情報の正確性に疑義が生じた場合、速やかに制度管理者の指示に従うこと。

（個人情報）

第4条 制度管理者は、個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」についての経済産業分野を対象とするガイドライン」又は「環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」を参照し、「個人情報の保護に関する法律」を遵守しなければならない。

- 2 審査機関は、制度管理者が、本制度の運営に必要な範囲で、審査機関の情報を関係者に提供することをあらかじめ承諾する。ただし、制度管理者は、関係者への情報提供の前に審査機関へ内容及び相手方を通知しなければならない。

（免責事項）

第5条 本制度における審査によりいかなる損失が生じても、制度管理者及び委員会は責任を負わず、審査機関は、制度管理者及び委員会に対して一切の責任分担を求めない。

(約款の変更等)

- 第6条 制度管理者は、予告なく本約款を改訂することができ、また、特約を別に定め、また改訂することができる。また、約款及び特約を制定又は改訂したときは、本制度のホームページ上に速やかに記載しなければならない。
- 2 本約款及び特約に定めがない場合、審査機関は、制度管理者の指示に従わなければならない。

(本制度の変更、中止又は終了)

- 第7条 本制度は、制度管理者の政策変更により、いつでも制度の一部又は全部を変更、中止又は終了することができる。この場合、本制度のホームページへの掲示により、事前にその旨を告知しなければならない。
- 2 前項に基づき制度が変更、終了又は中止されたことにより審査機関に損害等が発生しても制度管理者は一切責任を負わない。

(準拠法・協議・管轄裁判所)

- 第10条 本約款の準拠法は、日本法とする。
- 2 制度管理者及び審査機関は、本約款に定めのない事項及び本約款に関して生じた疑義又は紛争等については、制度管理者及び審査機関で十分協議の上、その解決に向けて努力しなければならない。
- 3 本約款及び特約に基づく権利及び義務について、本条第2項に定める協議によって解決できない事項がある場合は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

- 1 本約款は、平成25年5月10日から施行する。